

事業者募集に係る質問回答

	質問内容	回答
実施方法について		
1	依頼にはすべて対応する必要があるのか？ 医療・保険専門職の時間が取れない場合などで断ることは可能か？	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第9条の通り。 (委託事業者がサービスの提供を拒否できる正当な理由としては、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合、が想定されます。)
2	途中で止めたい場合はどうするのか？ 依頼後、利用者との話し合いで意欲が見られない場合は中止でよいのか？	利用者の意向及び利用者が事業非対象者となる以外に事業を途中で中止する事は想定していません。 利用者の意向及び利用者が事業非対象者となることで中止する場合は、利用者が事業中止の手続きを行う事になります。
3	依頼を受ける地域を限定できるのか？	事業所の運営規程で定められた範囲内でサービス提供を行ってください。 委託契約後は、提供範囲を公表予定です。
4	期間単位でのノルマはあるのか？	ノルマはありません。
5	1回の利用時間の目安はどのくらいか？	総合事業訪問型短期集中予防サービス事業業務委託仕様書の通り。(概ね1時間)
6	訪問期間は、開始日からを1ヶ月とするのか、利用月を1ヶ月目とするのか？ (例:5/15開始の場合、6/14までか、5/31までか)	開始日からの期間で対応してください。
7	全7回のサービスを提供するにあたり、各回の間隔はどれくらいが適当か？	1か月間に最大3回までの制限を設けていますが、間隔が長くなることに制限は設けていません。利用者の意向、目標に応じて介護支援専門員と相談の上、決定してください。
8	会議を行う回数、間隔はどれくらいか？	開始時評価後、可能な限り早期に開催してください。回数、間隔は介護支援専門員と協議の上、決定してください。
9	ケアマネージャーへの報告(各書類提出)はどのタイミングで行うのか？すべて終了時で良いのか？ 開始時に提出が必要な書類はあるか？	総合事業訪問型短期集中予防サービス事業業務委託仕様書の通り。(開始時評価後、可能な限り早期に担当者会議を開催し、情報共有に努めてください。)
10	サービス提供の内容は、全く自由に行うのか？	利用者の意向、評価結果に応じて支援計画を策定し、利用者の合意のもと実施してください。
11	通常の訪問リハのような機能トレーニング等は一切なしで大丈夫なのか？	事業終了後に必要な自主訓練等の習得等に必要の場合は、機能トレーニングの要素を含んだ指導も必要と想定します。
12	機能トレーニングをすべきと判断できる場合はどうするのか？	本人、家族、介護支援専門員に助言してください。
13	住宅改修が必要と判断された場合、通常の流れでよいのか？	本人、家族、介護支援専門員に助言してください。
14	サービス終了時に次への誘導は必要か？	終了時報告において、事業終了後の留意点を利用者、介護支援専門員等にご助言をお願いします。
15	市として、利用者の終了後の生活状態の確認はどのように行うのか？	事業終了後の適切な時期に、利用者、介護支援専門員等に対して生活状況の確認やサービス利用の効果などを聞き取る予定です。
16	30年度改定であるように、訪問看護ステーションより理学療法士等が訪問する場合は本事業に関しても看護師のアセスメントが必要になるのか？	その通りです。通常の訪問看護と同様の対応をしてください。
17	計画書・報告書は様式2を主治医へも提出するという事で良いか？または、通常の訪問看護報告書を提出すべきか？ また、主治医への報告は毎月必要か？	主治医への報告は、通常の訪問看護と同様の対応をしてください。 なお、本事業の様式を主治医との情報共有をはかるために使用することは差し支えありません。

委託契約について		
18	委託事業者の募集は今回のみか？ 今後、再募集は行うのか？	2018年度中の募集は今回限りです。 但し、委託契約は年度毎に新たに行う必要があるため、次年度の募集はあらためて行います。
19	利用者と事業者の契約は不要か？	不要です。利用者の申込みに応じて市が提供する事業となります。
20	契約書のひな型はあるのか？	応募事業所には姫路市の統一した契約書を提示します。
委託料について		
21	委託料には交通費が含まれているのか？ 別途、請求できるのか？	総合事業訪問型短期集中予防サービス事業業務委託仕様書の通り。利用者からは、交通費を含め利用料金等の金銭を徴収することはできません。